特定非財務情報監査証明業者等向けの監督指針

令和●年●月

金　融　庁

特定非財務情報監査証明業者等向けの監督指針

Ⅰ．基本的考え方

Ⅰ－１　特定非財務情報監査証明業者等の監督に関する基本的考え方 …… 1

Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨 …… 2

Ⅱ．特定非財務情報監査証明業者等の監督に係る事務処理上の留意点 …… 3

II－１　監督事務に係る基本的考え方 …… 3

II－１－１　監督事務の進め方 …… 3

II－１－２　一般的な監督事務 …… 4

II－１－３　自主規制機関との連携 …… 5

II－１－４　書面・対面による手続についての留意点 …… 5

II－２　行政指導等を行う際の留意点 …… 6

II－３　行政処分を行う際の留意点 …… 6

II－４　業務改善命令の履行状況の報告義務の解除 …… 7

II－５　行政手続法等との関係等 …… 8

II－６　不利益処分の公表に関する考え方 …… 8

II－７　特定非財務情報監査証明業者が提出する書類等における記載上の留意点 …… 9

II－８　有価証券の発行者における企業結合等の際の平均時価総額の算定 …… 9

II－９　外国特定非財務情報監査証明事務所等における特定非財務情報監査証明を受けることを要しない旨の承認 …… 10

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－１　業務の適切性 …… 11

Ⅲ－１－１　業務管理体制等に関する留意事項 …… 11

Ⅲ－１－２　情報管理体制 …… 13

Ⅲ－１－３　監督事務の進め方 …… 13

Ⅲ－１－４　事業報告書の追完 …… 13

Ⅲ－２　諸手続 …… 15

Ⅲ－２－１　登録 …… 15

Ⅲ－２－１－１　登録事務一般 …… 15

Ⅲ－２－１－２　審査事項 …… 18

Ⅲ－２－２　届出 …… 20

Ⅲ－２－３　業務上作成した書類 …… 20

Ⅰ．基本的考え方

Ⅰ－１　特定非財務情報監査証明業者等の監督に関する基本的考え方

特定非財務情報監査証明は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第２条第46項において、有価証券届出書及び有価証券報告書等（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された特定非財務情報について、金商法第26条の５第３項に規定する基準及び手続により行う監査証明をいい、特定非財務情報監査証明業者は、金商法第２条第48項において、金商法第26条の６の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者であると定義されている。

「特定非財務情報」とは、金商法第26条の４第２項第２号において気候変動その他の事業活動上の課題であって将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標に関する事項として内閣府令で定めるものに関する情報と定義されており、いわゆるサステナビリティ情報を意味する。

また、金融商品取引法令に基づくサステナビリティ開示基準として指定されているサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が策定するSSBJ基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示を「サステナビリティ関連財務開示」と定義されている。そして、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」とは、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたものとされている。

このように、特定非財務情報は、投資者が将来の企業価値を判断する上で重要な情報であるといえる。

財務情報に比して相対的に不確実性のある特定非財務情報の信頼性を確保するため、特定非財務情報監査証明に関する制度の下、適格な知見・経験を有する特定非財務情報監査証明業者が独立した第三者の立場でその監査証明を行うことは、我が国資本市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る観点からも重要である。

国際的な観点では、こうした第三者による保証制度について、監査法人・公認会計士（以下「監査法人等」という。）に限定せず（profession-agnostic）、広く専門家が保証業務実施者となることを認める法域もある。将来的に、金商法第26条の５第１項（金商法第27条において準用する場合を含む。）の規定により特定非財務情報監査証明を受けなければならない特定提出者（同項に規定する特定提出者をいう。以下同じ。）の範囲が拡大する可能性も見据え、特定非財務情報監査証明の信頼性を確保しつつ、適格な担い手を十分に確保することで、特定非財務情報監査証明に係る制度の安定的な運用が可能になるところ、我が国においても、必要な要件を満たす監査法人以外の者を保証業務実施者として認めることで、業者間の健全な競争関係が保たれ、それにより特定非財務情報監査証明に係る業務の質が向上し、ひいては我が国資本市場の成長に寄与することが期待される。

そのためには、特定非財務情報監査証明業者は、特定非財務情報の信頼性を確保する責任

を担うことを十分に理解した上で、適切な特定非財務情報監査証明に係る業務を提供するために、その品質管理、倫理及び独立性等に係る要求事項を常に遵守することが求められる。また、特定非財務情報監査証明に係る業務の質を高めるために、専門能力の向上とともに実務経験の蓄積が求められる。そして、これらの役割を担う者として、金融庁がその適格性を確認し、市場参加者が安心して活動できる環境を整備することが重要である。

この点、金融庁は、特定非財務情報監査証明業者から提供される情報を基本として、体制整備や特定非財務情報監査証明に係る業務の状況把握に努め、特定非財務情報監査証明業者に対し、その業務を的確に遂行するための体制整備をはじめとする法令等遵守の徹底を求めていくことが重要である。もっとも、特定非財務情報監査証明は、新たに導入される制度であり、官民双方に実務の蓄積が十分でない。そのため、法令等を遵守することによる制度の信頼性確保が最も重要であることに議論の余地はないものの、制度を円滑に運用していくためには、幅広い関係者に公平に裨益するような、より良い制度のあり方について検討を重ねていくことが肝要である。

Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨

金融庁は、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。他方で、金融庁が過度にルールを細分化するあまりに、監督の視点が矮小化し子細なルールに対する遵守性に偏重することで、事象の本質を捉え損なう可能性があるほか、特定非財務情報監査証明業者においても、法令への表層的な遵守性を重視することで事象の根本原因を踏まえた真に必要な対応等、本質的な改善に向けた創意工夫の動機付けが妨げられてしまう可能性もある。

金融庁としては、特定非財務情報監査証明が新たに導入される制度であることを踏まえ、関係者の負担を考慮しつつ、必要に応じて的確な監督上の対応を行うとともに、今後、より良い実務の確立、環境の整備に向けて、関係者と協働して取り組むように努める。

監督事務における透明性を確保し、適切に遂行していくために、監督の基礎となる考え方をはじめとして、特定非財務情報監査証明業者として求められる法的要件や、登録申請で必要となる手続等について、制度趣旨の説明を含む補足情報も含めて、「特定非財務情報監査証明業者等に対する監督指針」として整備することとした。

なお、特定非財務情報監査証明制度は、前述のとおり、関係者が協働して改善していくものであることから、本監督指針では、特定非財務情報監査証明業者だけでなく、有価証券の発行者である会社や自主規制機関である認定特定非財務情報監査証明業協会に対する項目も定めている。

特定非財務情報監査証明業者が、本監督指針の全ての項目を機械的・画一的に遵守しようとすることは、本監督指針が意図するものではない。本監督指針の適用に当たっては、各項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公共の利益及び投資者保護の観点から、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。前述のとおり、今後、実務が蓄積されていく中で、関係者が各々の立場でより良い環境整備に向けた取組を継続していくことが肝要である。

Ⅱ．特定非財務情報監査証明業者等の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅱ－１　監督事務に係る基本的考え方

前述（Ⅰ－１）のとおり、監督上の目的を達成するためには、制度としての成熟度や、個々の特定非財務情報監査証明業者の規模や特性に応じた取組を継続していくことが必要である。

このため、監督事務を行うに当たっては、まずは、登録・審査手続において、特定非財務情報監査証明業者としての適格性を慎重に判断することで、特定非財務情報監査証明制度の信頼性を確保する。

そして、登録後においては、特定非財務情報監査証明業者から提供される情報を基本として、その業務の適切性を確保するための体制整備等の状況を確認し、必要に応じて対話等を通じた実態把握に努めた上で、課題が認められた場合には、監督上の対応等の必要性を慎重に検討する必要がある。

特定非財務情報監査証明業者は、業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務管理体制の整備が求められるところ、その中で業務の執行の適正を確保するための措置として、経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令等遵守に関する措置等をとることが求められる。そして、組織的価値観を明確化し、実務的な手続にまで落とし込むことにより、健全な組織風土に立脚した業務の執行が確保される。

特定非財務情報監査証明業者は、業務管理体制の中で業務の品質を管理する体制（以下「品質管理体制」という。）を定期的に検証し、その改善に向けた取組を自律的に実施することが求められる。具体的には、対処すべき問題がある場合に、各特定非財務情報監査証明業者が自ら深度ある根本原因分析を行い、問題の本質を究明した上で、必要かつ的確な改善策を慎重に検討し、確実に実行する対応が期待される。金融庁は、監督上のチャネルを活用し正確な実態把握に努めつつ、特定非財務情報監査証明業者の自主的な取組を促していく。

その上で、上記の過程で、公共の利益及び投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合や、特定非財務情報監査証明業者の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合は、行政処分の発動等を検討することとする。

Ⅱ－１－１　監督事務の進め方

特定非財務情報監査証明業者に対する監督事務の基本は、各特定非財務情報監査証明業者の状況や課題の性質・重大性等に応じて、対話等を通じた実態把握や監督上の対応を適切に講じて、必要な改善を図ることにある。

特定非財務情報監査証明業者は、その規模や特性等が大きく異なるところ、その多様性に応じた個別的な対応は即時的効果が見込まれる一方で、金融庁及び特定非財務情報監査証明業者双方の資源を有効かつ効率的に活用し、特定非財務情報監査証明業者におけるより高品質な業務に向けた創意工夫を促す観点でも、まずは課題の解決に向けた取組を特定

非財務情報監査証明業者自らが検討し、実行できる環境が望ましい。また、組織として自律的に改善に取り組むという基本姿勢は、常に品質管理体制の改善が求められる特定非財務情報監査証明業者としての責務に通底するものと考えられる。

監督に当たり、金融庁は特定非財務情報監査証明業者の自主的な努力を尊重するよう配慮することが求められている（金商法第26条の40）。将来的に、自主規制機関が、会員に対する自主規制機能や教育機能の役割を担うことも想定されるところ、その場合、金融庁は、当該自主規制機関の役割を尊重しつつ、監督上の措置を講じていくことになると考えられる。

Ⅱ－１－２　一般的な監督事務

（１）計算書類及び事業報告書

金商法第26条の６の登録（以下単に「登録」という。）を受けた特定非財務情報監査証明業者は、金商法第26条の21第１項等に基づき、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び附属明細書）とともに、業務の概況、役員及び使用人等の状況、特定主要株主及び主要株主の概況等を内容とする事業報告書（同項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）を作成し、金融庁長官に提出することが求められる。なお、他の法令等に基づき注記表を作成している場合は、それらも提出することとする。

（２）モニタリング調査表の提出について

金融庁は、モニタリングの一環として、保証業務実施者に対して、金商法第26条の27第１項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

モニタリング調査表には、その行う特定非財務情報監査証明ごとに、以下の内容を記載する。

① 当該特定非財務情報監査証明に係る特定提出者の商号又は名称

② 当該特定非財務情報監査証明を行った事業年度

③ 特定非財務情報監査証明業者の状況

イ．当該特定非財務情報監査証明に係る業務執行担当者の氏名

ロ．当該業務執行担当者が連続して当該特定非財務情報監査証明に係る業務執行担当者であった事業年度

ハ．当該特定非財務情報監査証明に係る補助者の人数

④ 当該特定非財務情報監査証明に係る業務の報酬及び当該業務以外の業務に係る報酬（②の事業年度及びその前事業年度に係るものに限る。）

⑤ 当該特定非財務情報監査証明に係る品質管理を担当する部署又は担当者の氏名

⑥ 当該特定非財務情報監査証明に係る審査を行った者の氏名及び連続して当該証明に係る審査に関与した事業年度

⑦ 当該特定非財務情報監査証明に係る業務に従事した人数及び日数又は時間（業務執

行担当者、専門職員、審査担当者その他の使用人に区別すること）

特定非財務情報監査証明業者は、その事業年度中に特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（以下「保証府令」という。）第14条に掲げる特定非財務情報監査証明報告書を作成した特定非財務情報監査証明に係るモニタリング調査表を事業年度経過後３月以内に金融庁長官に提出しなければならないこととする。

（３）その他の監督体制

金融庁は、特定非財務情報監査証明業者の業務の実施状況等を把握するために、計算書類、事業報告書、説明書類（金商法第26条の22に規定する説明書類をいう。以下同じ。）、モニタリング調査表といった法定書類を活用し、必要に応じて対話等を実施することにより正確な状況把握に努めた上で、適切な監督上の措置を講じることを基本とする。

しかし、これらの対応では特定非財務情報監査証明業者の業務が的確に遂行されているか否かの実態把握を十全に行うことができない場合は、機動的に監督上の対応を行うための措置として、金商法第26条の27第１項に基づき、保証業務実施者に対し、業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は職員による立入検査を行うことができる。

Ⅱ－１－３　自主規制機関との連携

規模や特性等、態様が大きく異なる特定非財務情報監査証明業者に対する監督を効果的に行うためには、金融庁と自主規制機関とで法的権限等に係る役割や業務を分掌することが適切である。ただし、自主規制機関が存在しない場合は、金融庁が法的権限等に基づき唯一の監督当局として役割を果たす必要がある。

特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人は、金商法第26条の29第１項各号に掲げる要件を満たせば、認定特定非財務情報監査証明業協会としての認定を受けることができる。金融庁は、当該認定に加え、継続的に当該協会の監督をすることを通じて、当該協会がその会員である特定非財務情報監査証明業者に対して適切な指導等を行い、それにより、特定非財務情報監査証明業の適切な運営を確保することを企図している。

Ⅱ－１－４　書面・対面による手続についての留意点

金融庁への申請・届出等及び金融庁から発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第６条第１項及び第７条第１項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、デジタル手続法の適用対象となる手続に係る本監督指針上の手続についても、その記載内容にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、本監督指針の書面・対面に係る手続のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続以外のものについても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針に基づく手続については、その手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。なお、金融庁への申請・届出等は、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

Ⅱ－２　行政指導等を行う際の留意点

特定非財務情報監査証明業者に対して、行政指導等（行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第６号に規定する行政指導及び行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為をいう。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、行政手続法第32条（行政指導の一般原則）、第33条（申請に関連する行政指導）、第34条（許認可等の権限に関連する行政指導）及び第35条（行政指導の方式）の規定に留意する。

Ⅱ－３　行政処分を行う際の留意点

金融庁は、金商法第26条の24に基づき、次に掲げる監督上の処分等を行うことができる。

① 金商法第26条の24第１項に基づき、特定非財務情報監査証明業者が次の事由のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣は、業務管理体制の改善命令、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止命令又は登録の取消しを行うことができる。

イ．業務執行担当者の故意により、特定提出者の記載対象書類（金商法第26条の４第２項第１号に規定する記載対象書類をいう。以下同じ。）に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき

ロ．業務執行担当者が相当の注意を怠ったことにより、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の重要な事項につき記載が虚偽であり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき

ハ．金商法若しくは金商法に基づく命令に違反し、又は特定非財務情報監査証明業の運営が著しく不当と認められるとき

ニ．金商法第26条の９各号（第９号及び第10号を除く。）に掲げる登録拒否事由の

いずれかに該当することとなったとき

ホ．不正の手段により登録を受けたとき

② 金商法第26条の24第２項に基づき、特定非財務情報監査証明業者の役員に金商法第26条の９第９号イからホまでの登録拒否事由のいずれかに該当することとなったとき、登録当時既に同号イからホまでの登録拒否事由のいずれかに該当していたことが判明したとき、又は特定非財務情報監査証明業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、内閣総理大臣は、当該特定非財務情報監査証明業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

③ 金商法第26条の24第３項に基づき、特定非財務情報監査証明業者の業務執行担当者に金商法第26条の９第10号イからニまでに掲げる登録拒否事由のいずれかが生じたとき、登録当時既に同号イからニまでの登録拒否事由のいずれかに該当していたことが判明したとき、又は①イ若しくはロに掲げる事由に該当するときには、内閣総理大臣は、当該特定非財務情報監査証明業者に対して、当該業務執行担当者の解任を命ずることができる。

④ 金商法第26条の24第４項に基づき、特定非財務情報監査証明業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定非財務情報監査証明業者を代表する役員の所在を確知できないときは、その事実を公告し、公告の日から30日を経過しても、当該特定非財務情報監査証明業者から申出がないときは、その登録を取り消すことができる。

金融庁は、特定非財務情報監査証明業者からの報告等の内容について、総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、当該問題の重大性・悪質性のほか、問題の根本原因になり得る業務管理体制の適切性等を確認するとともに、次に掲げる要素を勘案した上で、行政処分の内容を決定することとする。

- 改善に向けた取組を当該特定非財務情報監査証明業者の自主性に委ねることが適当かどうか
- 改善に相当の取組を要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか
- 業務を継続させることが適当かどうか

Ⅱ－４　業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

金商法第26条の24第１項の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく特定非財務情報監査証明業者の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、以下の点に留意し、原則として、当該特定非財務情報監査証明業者が提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めるものとする。

① 業務改善命令を発出している特定非財務情報監査証明業者に対して、当該特定非財

務情報監査証明業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、その期限の到来により、当該特定非財務情報監査証明業者の報告義務は解除される。

② 業務改善命令を発出している特定非財務情報監査証明業者に対して、当該特定非財務情報監査証明業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅱ－５　行政手続法等との関係等

（１）行政手続法との関係

業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の不利益処分をしようとする場合には、金商法第26条の28第２項に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、登録等を拒否する処分をする場合には行政手続法第８条に基づき、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

（２）行政不服審査法との関係

登録等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、金融庁長官に対して審査請求ができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係

登録等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅱ－６　不利益処分の公表に関する考え方

業務改善命令、業務停止命令又は登録の取消しを行ったときは、保証府令第42条の規定に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。

業務改善命令等の不利益処分については、他の特定非財務情報監査証明業者における

予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑止する観点から、原則として、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

Ⅱ－７　特定非財務情報監査証明業者が提出する書類等における記載上の留意点

本監督指針の各様式における役員等の氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、金商法第26条の７第１項の登録申請書又は金商法第26条の10第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅱ－８　有価証券の発行者における企業結合等の際の平均時価総額の算定

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第５条の５に規定する平均時価総額の算定において、同条各号に掲げる有価証券の発行者である会社が、記載対象書類を提出しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び当該前事業年度の開始の日前４年以内に開始した事業年度（以下「対象期間」という。）において他の上場会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併若しくは他の上場会社の完全子会社化（提出会社が完全親会社となる株式交換及び株式交付を含む。以下同じ。）を行った会社である場合又は他の上場会社を新設合併消滅会社とする新設合併若しくは他の上場会社を株式移転完全子会社とする株式移転により設立された会社である場合における時価総額の算定は、以下のとおり取り扱う。

① 当該提出会社が吸収合併存続会社である場合は、対象期間のうち、吸収合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該吸収合併による吸収合併消滅会社の時価総額を合計して得た金額とする。

② 当該提出会社が他の上場会社の完全子会社化を行った場合は、対象期間のうち、完全子会社化の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該提出会社と当該完全子会社の時価総額を合計して得た金額とする。

③ 当該提出会社が新設合併設立会社である場合は、対象期間のうち、新設合併の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時価総額は、当該新設合併による新設合併消滅会社の時価総額（上場会社である新設合併消滅会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）とする。

④ 当該提出会社が株式移転設立完全親会社である場合には、対象期間のうち、株式移転の効力発生日の属する事業年度の前事業年度以前の各事業年度の末日における時

価総額は、当該株式移転により株式移転完全子会社となった会社の時価総額（上場会社である株式移転完全子会社が複数ある場合には、各会社の時価総額を合計して得た金額）を用いて判断することとする。

Ⅱ－９　外国特定非財務情報監査証明事務所等における特定非財務情報監査証明を受けることを要しない旨の承認

保証府令第５条第１項では、特定非財務情報監査証明を受けることを要しない旨の承認を受けようとする場合には、金融庁長官に「特定非財務情報監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがない理由」を記載した承認申請書を提出することを求めている。そして、同条第２項においては、外国の者がサステナビリティ開示基準と整合的な基準又は国際サステナビリティ開示基準及びこれと整合的な基準により作成したサステナビリティ情報について、外国において特定非財務情報監査証明に類する証明をすることを業とする者から、金商法第26条の５第１項に規定する監査証明に相当する監査証明を受けた場合は、「特定非財務情報監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないもの」に該当するとされていることから、承認申請書においては、これらの事情を記載するとともに、その根拠資料を併せて提出することが考えられる。

なお、「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」とする場合には、

① 保証府令第５条第２項第２号に規定する「外国特定非財務情報監査証明事務所等」の所在する国の外国監督当局が、当該者に適切な監督権限（検査権限を含む）を有すること

② 金融庁が当該者に対する情報を当該国の外国監督当局から入手できること

③ 金融庁と当該外国監督当局に相互主義[1]が担保されている枠組みがあること

等に留意する必要がある。

上記①から③までの要件を満たさない場合は、金融庁が必要と認めるときに、「外国特定非財務情報監査証明事務所等」から必要な情報を徴取する手段が担保されている必要があることに留意する。

報告徴求命令、業務改善命令、業務停止命令、登録の取消しの不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等へ連絡するものとする。

[1] 情報交換等に係る取決め等により外国監督当局から必要な情報が得られ(十分な協力)、その情報交換が互恵主義の観点から相互に行われることを意味する。

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－１　業務の適切性

Ⅲ－１－１　業務管理体制等に関する留意事項

１　業務管理体制の整備に係る留意事項

（１）業務の執行の適正を確保するための措置

①　経営の基本方針及び経営管理に関する措置

特定非財務情報監査証明に係る業務の品質を持続的に向上させるためには、組織全体での特定非財務情報監査証明に係る業務の品質の水準を的確に把握した上で、特定非財務情報監査証明に係る業務の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成し、かつ、組織的・一体的な業務管理体制・品質管理体制を構築することが重要である。特定非財務情報監査証明業者は、組織的な価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにするべきである。

②　法令等遵守に関する措置

法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け､その実践に係る基本方針､具体的な実践計画、倫理規程等の行動規範、そして、これらを実務に適用した手続（メソドロジー、マニュアル）等を策定するべきである。これにより、法令等遵守を最重要課題とする組織的価値観が、実務的な手続にまで落とし込まれ、画餅になりがちな法令等を遵守する組織的価値観の実効性を確保することができる。

③　人的体制

金商法第26条の９第５号に規定する特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制は、特定非財務情報監査証明業者の態様や特定提出者の数・特性・規模・複雑性等により異なる。それら個別の状況を踏まえて、必要な知識及び経験を具備した業務執行担当者を十分に確保するなど、現在の状況及び今後の事業計画について最も理解している特定非財務情報監査証明業者自身が、その責任において、適切な人的体制の確保に努めるべきである。

（２）その他の業務管理体制

特定非財務情報監査証明業者は、特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制を整備することが求められている（金商法第26条の９第５号及び第26条の13）。特定非財務情報監査証明業者は、上記（１）の組織運営の基礎となる措置を踏まえ、品質管理システムに係る体制の整備・運用や専任の品質管理部門の設置又は品質管理に主として従事する者の選任等、保証府令第23条各号に規定する事項を含む体制を整備し、適切に運用することが求められる。

特定非財務情報監査証明業者に求められる体制のあり方は、特定非財務情報監査証明業者の法人形態及び特定提出者の数・特性・規模・複雑性等により異なることから、特定非財務情報監査証明業者は、個々の状況に応じた適切な体制を整備する必要がある。

また、特定非財務情報監査証明業者は、ISQM 2（国際品質マネジメント基準第２号）を

踏まえた一般に公正妥当と認められる基準等に従って審査に対処し、特定非財務情報監査証明について審査を要求するための方針又は手続を定めることが求められる。

２　特定非財務情報監査証明に係る特別の利害関係

特定非財務情報監査証明制度は、特定非財務情報監査証明業者が外観的に独立した立場で監査証明をすることにより、特定非財務情報の信頼性が確保され、制度としての信用が築かれる。

金商法第26条の５第１項では、特定提出者に対して、特定提出者と「特別の利害関係のない特定非財務情報監査証明業者」の監査証明を受けることを求めているところ、保証府令第９条第２号に掲げる特定非財務情報監査証明業者の独立性の保持に影響を与えると認められない業務は、以下のものが含まれることに留意する。

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項又は第２項の業務
② その他独立性を確保するための体制（独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有しないための体制を含む。）が確保された業務

上記②の業務については、その体制を確認するため、金商法第26条の27第１項に基づき、特定非財務情報監査証明業者から、②に該当する業務内容及び独立性を確保するための体制を記載した書類を求めることとする。

３　業務執行担当者に求められる知識

SSBJ基準では、サステナビリティ関連財務開示と、その他の財務報告書（関連する財務諸表など）の情報とのつながりを理解できるように開示することを求めている。このため、業務執行担当者は、財務情報とのつながりも踏まえて特定非財務情報監査証明を行う必要があり、財務情報とのつながりを確認し、検証できる能力が重要である。

上記を踏まえ、保証府令第25条第１号ハ及び第31条第４号に規定する「特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要であると認められる事項」には、財務に関する事項が含まれることに留意する。

また、専門的知識の補完等、外部の専門家を利用する場合、業務執行担当者は、それら外部の専門家が関与した手続も含めて特定非財務情報監査証明の結論等について責任を負うことに留意する必要がある。

４　業務執行担当者が受けなければならない研修に係る体制

金商法第26条の19の規定により特定非財務情報監査証明業者が業務執行担当者に受けさせなければならない研修を行う認定特定非財務情報監査証明業協会及び保証府令第32条の規定により承認を受ける者は、利便性の観点から、研修受講者がオンラインで講義を受講できる体制整備が必要であることに留意する必要がある。

５　財務諸表の監査人との連携

我が国の特定非財務情報監査証明制度は、監査法人・監査法人以外の者のいずれであっても

要件を満たせば特定非財務情報監査証明業者として登録することが可能であることから、同一の記載対象書類について、特定非財務情報監査証明を行う者と財務諸表の監査人が異なる場合もあり得る。

特定非財務情報監査証明業者は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、特定非財務情報以外の「その他の記載内容」を通読し、検討する必要があるところ、特定非財務情報と当該財務諸表等との間に重要な相違がある可能性又は当該財務諸表等に重要な虚偽の表示が存在する可能性を認識する場合、当該特定非財務情報監査証明業者と財務諸表の監査人との間で適切にコミュニケーションがなされることが重要である。

Ⅲ－１－２　情報管理体制

特定非財務情報監査証明業者は、特定提出者から入手した情報に対しては、当該特定提出者に係る業務に関与する者のみがアクセスできるような体制整備が確保されていることに留意する必要がある。

また、情報を適切に管理するための方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理体制の整備など、情報セキュリティ管理についても確認する必要がある。情報セキュリティ管理の観点では、サイバー攻撃の増加を背景とするサイバーリスクの高まりを踏まえ、特定非財務情報監査証明業者は、外部専門家の利用等に係る業務提携先や、クラウドサービス、生成AI等業務システムの契約先を含め、情報管理に係る危機対応について社内規程を策定し、有事に適時適切な対応がとれるよう体制を整備することが望ましい。

Ⅲ－１－３　監督事務の進め方

特定非財務情報監査証明業者に対する監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じ、各特定非財務情報監査証明業者の状況や抱えている問題を把握し、その性質・重大性等に応じた適切な監督上の対応を講じることで、各特定非財務情報監査証明業者に必要な改善を促していくことにある。これに加えて、特定非財務情報監査証明に係る業務に関するベストプラクティスの集約等により、特定非財務情報監査証明業を適切に行う上での課題の解決等の自主的な取組を後押しする対応も求められる。

具体的には、以下の手法を用いて監督事務を行うことが考えられる。

① ヒアリング等の対話
② 任意の資料提出依頼
③ 金商法第26条の27第１項に基づく報告徴求
④ 金商法第26条の27第１項に基づく立入検査

Ⅲ－１－４　事業報告書の追完

保証業務実施者は、保証府令第三号様式記載上の注意一．１．本文の規定により事業報告書に記載することとされている説明書類に記載すべき事項（以下「説明書類記載事項」という。）を記載し、又は同様式記載上の注意一．１．ただし書により添付することとされている説明書類を添付して、金商法第26条の21第１項に規定する期間内に事業報告書を提出することができ

ない場合には、説明書類記載事項を記載せず、又は説明書類を添付しないで事業報告書を提出することができる。この場合において、金商法第26条の22の規定による縦覧を開始する日までに、説明書類記載事項を記載した事業報告書又は説明書類を提出しなければならない。

Ⅲ－２　諸手続

Ⅲ－２－１　登録

Ⅲ－２－１－１　登録事務一般

金商法第26条の７及び保証府令第16条に基づき登録を申請する場合は、登録申請書（保証府令第一号様式）を金融庁長官に提出することが求められる。

（１）営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、特定非財務情報監査証明業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他特定非財務情報監査証明業以外の用に供する施設は除くものとする。

（２）国内における代表者及び国内における営業所又は事務所

① 外国法人である特定非財務情報監査証明業者の国内における代表者及び当該特定非財務情報監査証明業者の国内における営業所又は事務所に駐在する役職員は、当該特定非財務情報監査証明業者の業務の状況を的確に把握し、これを委託者及び監督当局に適切に説明できる能力を有している必要があることに留意する。

② 外国法人である特定非財務情報監査証明業者の国内における営業所又は事務所においては、当該営業所又は事務所に駐在する役職員等が、当該特定非財務情報監査証明業者の業務管理体制の整備状況が確認できる資料（社内規程等）を確認可能な体制となっている必要があることに留意する。また、特定非財務情報監査証明業に関する記録について、当該外国法人の国外拠点に保存されている場合であっても、当該国内における営業所又は事務所に駐在する役職員等が、当該記録を合理的期間内に確認可能な体制となっている必要があることに留意する。

（３）登録申請書の添付書類

① 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

イ．住所

ロ．氏名

ハ．生年月日

ニ．本籍

② 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、保証府令第20条第１項第２号ロ及び第３号ロに規定する「これに代わる書面」に該当する。

③ 金商法第26条の７第２項第４号の規定により提出を求める金商法第26条の９第10号ニに規定する基準[2]に該当することを確認するために必要な事項として内閣府令で定めるも

[2] 金商法第26条の９第10号ニに規定する基準とは、特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識及び経験を有する者としての基準として保証府令第25条に規定されている。

の[3]を記載した書類には、次の書類が含まれることに留意する。

イ．登録申請書に業務執行担当者として記載された者が保証府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する知識を有することを証する次に掲げる書類

a. 登録申請書に業務執行担当者として記載された者が保証府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する研修を受講した旨を記載した書類。ただし、同号ロに掲げる事項には監査論に関する事項が含まれていること、同号ハに掲げる事項には、財務に関する事項が含まれることに留意する（Ⅲ－１－１　３．参照）

b. 登録申請者において、a.に掲げる研修を行った者が保証府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する研修を公正かつ適格に遂行する能力があると判断した旨及びその理由並びに当該研修が同号に掲げる基準に該当すると判断した理由を記載した書類

ロ．登録申請書に業務執行担当者として記載された者が保証業務実施者による３年以上の保証業務の経験を有することを証する次に掲げる書面

a. 保証府令附則第２条第２号に規定する業務を行った３年以上の経験について記載する場合は、当該業務に係る保証範囲、準拠した基準、保証水準等、概要が分かる書類

b. a.の場合、当該業務を行った法人が、ISQM 1（国際品質マネジメント基準第１号）又はこれに類する基準を遵守している旨を記載した旨

なお、イ.a.の保証府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する研修については、受講者の研修内容の理解度を確認するための方法（考査の合格等）が含まれていることに留意する。

ただし、イ.a.ただし書の監査論に関する事項に関する研修及び財務に関する事項に関する研修については、業務執行担当者として記載された者が監査に関する知識を有することを客観的に証明できる場合は監査に関する事項の研修を受講する必要がないこと、当該者が財務に関する知識を有することを客観的に証明できる場合は財務に関する事項の研修を受講する必要がないことに留意する。

（注）経過措置

令和10年３月31日までに金商法第26条の７第１項の登録申請書を提出した申請者については、特定提出者に係る特定非財務情報監査証明報告書を発行するまでに、保証府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する研修（イ．a．ただし書による監査論に関する事項の研修を除く。）に係る研修内容の理解度を確認するための方法（考査の合格等）により、当該特定非財務情報監査証明に関与する業務執行担当者の知識を確認することを条件として、金商法第26条の６の登録を受けることができる。ただし、イ．a．ただし書による監査論に関する事項については、同法第26条の７第１

[3] 内閣府令に定めるものとは、保証府令第19条において、①業務執行担当者が同府令第25条第１号イからハまでに掲げる事項に関する知識を有することを証する事項、②同条第２号に規定する経験を有することを証する事項とされている。

項の登録申請書を提出するまでに、当該事項に係る研修内容の理解度を確認するための方法によりその知識を確認する必要があることに留意する。

（４）登録までの間の留意事項等

登録申請者が金融庁所管の法令に関わる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

（５）登録番号の取扱い

① 登録番号は、一連番号を付すものとする。

② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

（６）登録申請者への通知

金商法第26条の８第１項の規定により「特定非財務情報監査証明業者登録簿」（同項に規定する特定非財務情報監査証明業者登録簿をいう。以下同じ。）に同項各号に掲げる事項を登録した場合は、登録通知書を登録申請者に交付するものとする。

（７）登録の拒否

① 金商法第26条の９第１項の規定により登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。

② 登録拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第26条の９第１項各号のうちの該当する号又は登録申請書若しくは添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に記載するものとする。

（８）特定非財務情報監査証明業者登録簿

① 特定非財務情報監査証明業者登録簿は、登録申請書の第２面から第８面までの写しにより作成するものとする。

② 金商法第26条の10第１項の規定により登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と特定非財務情報監査証明業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。

（９）特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧

金商法第26条の８第２項の規定による特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧については、金融庁ウェブサイトにおける閲覧・縦覧申請フォームにより受け付け、次のとおり取り扱うものとする。

なお、氏を改めた者が特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載するこ

とができることに留意する。

① 特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る特定非財務情報監査証明業者登録簿を電子メール等で送付する。ただし、特定非財務情報監査証明業者登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で送付するものとする。

② 特定非財務情報監査証明業者登録簿の縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された閲覧・縦覧申請フォームによって受け付けるものとする。

イ．氏名

ロ．住所

ハ．電話番号

ニ．特定非財務情報監査証明業者登録簿の送付を希望するメールアドレス

ホ．職業

ヘ．縦覧の目的

ト．縦覧を希望する書類の種類

③ 金融庁職員の指示に従わない場合は、当該申請に係る特定非財務情報監査証明業者登録簿の送付を拒否することができるものとする。

Ⅲ－２－１－２　審査事項

（１）体制審査の項目

金商法第26条の９第４号及び第５号に掲げる者であるか否かの審査に当たっては、原則として、登録申請書及びその添付書類並びにヒアリングにより、以下の事項を確認するものとする。なお、同号に規定する特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、内閣府令で定めるものが整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、保証業務の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

イ．本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）

ロ．本人が暴力団と密接な関係を有すること

ハ．金商法等日本の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと

ニ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の３第７項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ

たこと

ホ．拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）

② 特定非財務情報監査証明業務を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制の整備に関しては、例えば、以下の事項がある。

イ．組織的な価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針が明らかにされているか

ロ．法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、具体的な実践計画、倫理規程等の行動規範、そして、これらを実務に適用した手続（メソドロジー、マニュアル）等が策定されているか

ハ．登録申請者の規模等や特定非財務情報監査証明を行おうとする特定提出者の数・特性・規模・複雑性等に応じた適切な人的体制が確保されているか。

ニ．業務の品質の管理に係る専任の部門の設置又は業務の品質の管理に主として従事する者の選任がされているか

ホ．登録申請者の概況並びに業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を理解するために有用な事項を公表する体制が確保されているか

ヘ．国内における代表者として適切な者が選任されているか。例えば、特定非財務情報監査証明業に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、特定非財務情報監査証明業者による金融庁に対する報告等を正確に伝えるとともに、金融庁による金商法第26条の27第１項の規定による報告徴求等の内容を正確に理解し、特定非財務情報監査証明業者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者が選任されているか

（２）監督手法・対応

本監督指針Ⅲ－２－１－２（１）は、特定非財務情報監査証明業者が特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制の適格性を審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは特定非財務情報監査証明業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な体制の確保等に努めるべきである。

ただし、特定非財務情報監査証明業者の業務執行担当者等の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、特定非財務情報監査証明業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該体制に関する特定非財務情報監査証明業者の認識等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第26条の27第１項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、特定非財務情報監査証明業者の人的体制その他の業務管理体制に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第26条の24第１項の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討す

る。

Ⅲ－２－２　届出

特定非財務情報監査証明業の廃業等については、金商法第26条の23第１項に基づく届出書を受理する際、当該届出者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、金商法第26条の24第１項各号に掲げる登録取消しの事由の存しないことについて確認するものとする。

Ⅲ－２－３　業務上作成した書類

金商法第26条の20の規定による業務上作成した書類については、以下の点に留意するものとする。

（１）基本的留意事項

① 社内規程等に、保証府令第33条第１項に規定する書類の作成及び保存の方法並びに保存期間が具体的に定められているか。

② ①の書類が他の書類を兼ねたり、又はその一部を別帳としたりする場合には、業務の適切性の検証に支障の生じることのないよう、合理的な範囲にとどまっており、かつ、各書類に求められる記載事項がすべて記載されているか。

（２）業務上作成した書類の電子媒体による保存

業務上作成した書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点が確保されているか。

① 手書きにより作成された書類については、画像データとして保存すること。

② 保存に使用する電子媒体は社内規程等により定められた保存期間の耐久性を有すること。

③ データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（記録の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。

④ ③の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。

⑤ 第三者の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。

⑥ 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる記録の作成が可能なシステムとなっていること。

⑦ 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録が保存されるシステムとなっていること。

⑧ 作成・保存に関する責任者を置き、当該作成・保存に関する社内規程が整備されていること。

⑨ 電算システムにより作成した書類のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。